

薬剤師が研究すること

日本病院薬剤師会理事
神戸大学医学部附属病院教授・薬剤部長
矢野 育子 Ikuko YANO



令和2年6月から、臨床研究倫理審査委員会と臨床研究利益マネジメント委員会を担当させていただくことになりました。皆様のお役に立てるよう微力ながら努力したいと思います。

令和2年7月号の巻頭言で山田清文氏が執筆されていますように、日本病院薬剤師会（以下、日病薬）ではがん、感染制御、精神科、妊婦・授乳婦、HIV感染症の5領域について、専門薬剤師制度を設けています。本制度では、薬剤師としての実務経験、専門領域の研修あるいは活動、症例、所定単位の講習会履修、認定試験の合格を要件とする認定薬剤師と、それらに加えて、学術要件（学会発表と学術論文）を必要とする専門薬剤師の2段階制となっています（がん専門薬剤師制度は日本医療薬学会に移管）。令和2年度には、認定薬剤師における薬剤師としての実務経験が3年に引き下げられ、病院薬剤師のキャリアパスとして、日病薬病院薬学認定薬剤師をベースに、領域別認定薬剤師、そして専門薬剤師というステップが整備されてきました。

各専門薬剤師の認定申請には学術要件が必要ですので、少しハードルが高くなります。日々の業務のなかで、薬剤師としての専門知識と技能を駆使して目の前の患者に心を込めて対応することが大事であるのは言うまでもありませんが、より広く未来の患者に薬剤師として貢献するためには、薬物療法上の課題を発見し、自らの立てた仮説を検証する能力を養うこと、あるいは、新規薬剤業務を開拓しその評価を行うことが不可欠です。専門薬剤師と名乗るからには、こうした研究能力を身につける必要があります。さらに、臨床研究を適正に実施するためには研究倫理を遵守しなければなりません。

研究倫理とは、一言で言えば責任ある研究行為で、『(1) 研究そのものを正しく行う責任、(2) 被験者や実験動物など、研究対象を正しくあつかう責任、(3) 研究を支える社会への説明責任などが含まれます。(APRIN, eラーニングシステムより)』臨床研究倫理審査委員会では、会員が実施する臨床研究を「ヘルシンキ宣言」の倫理的原則に則り「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づいて審査しています。研究者は、承認された研究手順を遵守する責任に加えて、すべての研究者に共有されるべき価値観（正直さ、正確さ、効率性、客観性）をもって誠実かつ正しく研究を行う責任があります。そして、研究成果を論文発表や患者QOL向上等の形で社会に還元する責任があります。

「科研費採択される3要素」から郡健二郎氏の言葉を紹介します。『研究をする目的は、すぐれた成果を生み学位を取得するだけではありません。研究で培った企画力や洞察力により、医師においては診療の力を高めます。さらに大切なことは、研究を通して他者への感謝の心や、成果が出なかったときに忍耐を養います。研究は1人ではできません。人への思いやりやチームワークなどを通じて人間性を豊かにする場であると思っています。』このなかの学位を専門薬剤師に、医師を薬剤師に置き換えても同じです。

医療人として活躍するために、薬剤師に“研究する心”が必須と思います。